

## スマホ・ケータイ安全教室・人権教室実施要領

富山地方法務局  
富山県人権擁護委員連合会

### 1 目的

情報通信ネットワークが普及する中、インターネット上のいじめなどの社会問題に対応するため、富山地方法務局及び富山県人権擁護委員連合会（以下「人権擁護機関」という。）は、携帯電話会社と連携して、小学校及び中学校（以下「学校」という。）の児童生徒に携帯電話やインターネットの正しい利用方法等を理解してもらう「スマホ・ケータイ安全教室・人権教室」を実施します。

### 2 実施機関

人権擁護機関及び株式会社NTTドコモ

### 3 対象者

富山県内の小学生（高学年）、中学生

### 4 実施日

土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く平日とします。具体的な実施日については、学校の希望日をもとに人権擁護機関が学校及び携帯電話会社と調整します。

### 5 実施場所

学校が指定する場所

### 6 申込方法

原則、実施希望日の3か月以上前に別紙「スマホ・ケータイ安全教室・人権教室」申込依頼書に記入し、学校が所在する市町村を管轄する法務局（下記参照）宛てにFAXにより申し込んでください。

### 7 実施内容等

- (1) 安全教室・人権教室の実施時間は、原則、小学校は45分、中学校は50分とし、そのうち10分程度を人権教室として実施します。スマホ・ケータイ安全教室は株式会社NTTドコモ（以下「ドコモ」という。）のインストラクターを講師とする安全教室を行い、人権教室は人権擁護委員又は法務局職員を講師とする人権教室を実施します。
- (2) 安全教室の内容
  - ア 安心・安全なスマートフォンや携帯電話の使い方、使う上でのルールやマナー、ネットコミュニケーションや個人情報漏洩など、被害者と加害者、それぞれの視点で具体的な事例や対処方法等について説明します。
  - イ 携帯電話やインターネット利用上のマナー、誹謗中傷やプライバシーの侵害等の困ったときの相談窓口や対処方法等について説明します。
- (3) 人権教室の内容  
安全教室の内容を踏まえ、インターネット上のいじめ等について考える機会を通じて、児童生徒に相手への思いやりの心や生命の尊さを体得してもらいます。
- (4) 本教室の進行方法等については、実施日決定後、必要に応じて、人権擁護機関、

学校及びドコモとの間で事前打合せを行います。

## 8 問合せ先

富山市牛島新町11番7号 富山合同庁舎

富山地方法務局人権擁護課

電 話 076-441-0550 (代表)

F A X 076-441-0503

### 記

#### 管轄法務局とFAX番号等一覧

|                   | F A X 番号     | 市 町 村 名                 | 電話番号         |
|-------------------|--------------|-------------------------|--------------|
| 富山地方法務局<br>(本局)   | 076-441-0503 | 富山市、立山町、上市町、<br>舟橋村     | 076-441-0550 |
| 富山地方法務局<br>(魚津支局) | 0765-22-1407 | 魚津市、黒部市、入善町、<br>朝日町、滑川市 | 0765-22-0461 |
| 富山地方法務局<br>(高岡支局) | 0766-22-7489 | 高岡市、射水市、氷見市             | 0766-22-2327 |
| 富山地方法務局<br>(砺波支局) | 0763-32-2360 | 砺波市、小矢部市、南砺市            | 0763-32-2361 |